

# 令和4年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部

# 令和4年度内閣府予算案の主要施策（子ども・子育て関係）

## 子ども・子育て支援新制度の着実な推進（一部社会保障の充実）

【令和3年度予算額】

3兆2,052億円

【令和4年度予算案】

補正975億円、当初3兆2,553億円（年金特別会計）

少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の推進による「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日公表）に基づく保育所等の受入児童数の拡大、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善など、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

## 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆8,119億円（1兆7,163億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

### 子どものための教育・保育給付等

1兆6,265億円（1兆5,299億円）

#### 【主な充実事項】

##### 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（ ）を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

（ ）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

##### 子どものための教育・保育給付交付金

1兆4,918億円（1兆3,932億円）

- ・施設型給付・委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

##### 子どものための教育・保育給付費補助金

69億円（69億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

## 子育てのための施設等利用給付交付金

1,277億円(1,298億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

## 地域子ども・子育て支援事業

1,854億円(1,864億円)

### 子ども・子育て支援交付金

1,748億円(1,673億円)

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
  - ・延長保育事業
  - ・放課後児童健全育成事業
  - ・地域子育て支援拠点事業
  - ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業
  - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 等

### 子ども・子育て支援施設整備交付金

106億円(191億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

## 【主な充実事項】

### 利用者支援事業

- ・基本型を実施する事業所が、一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援する。

### 放課後児童クラブ

- ・認可保育所の保育士等と同様に、放課後児童クラブの放課後児童支援員等についても処遇改善を実施する。
- ・放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
  - 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配(計2名)、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配(計3名)できるよう補助単価を拡充。
  - 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。

### 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

《参考》令和3年度補正予算

- 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ（令和4年2月～9月分） 899億円  
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（ ）を、令和4年2月から実施する。  
（ ）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 放課後児童クラブの整備促進 12億円  
放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。
- 地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策にかかる支援 65億円の内数  
地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。
- 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 65億円の内数  
放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

## 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1,846億円(1,939億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### 企業主導型保育事業

1,838億円(1,929億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

#### 【主な充実事項】

##### 企業主導型保育事業の保育士等の処遇改善

認可保育所の保育士等と同様に、企業主導型保育事業の保育士等についても処遇改善を実施する。

### 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

6.3億円(7.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

### 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

## 児童手当

1兆2,588億円(1兆2,949億円)

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)に基づき、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

(参考資料)

# 事業主拠出金の予算案について

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度予算案
経済政策パッケージ	保育の運営費 (0~2歳児相当)	708億円	1,397億円	2,000億円	2,306億円	<u>2,618億円</u>
	企業主導型保育事業 (+6万人分の運営費)	285億円	603億円	694億円	736億円	<u>800億円</u>
		993億円	2,000億円	2,694億円	3,042億円	<u>3,418億円</u>
	【 拠出金率	0.06%	0.11%	0.16%	0.18%	<u>0.19%</u> 】
既存事業	企業主導型保育事業 ・既存5万人分 ・処遇改善分	1,412億円	1,412億円	1,575億円	1,193億円	<u>1,038億円</u> 1,000億円 38億円
	児童手当交付金	1,817億円	1,766億円	1,765億円	1,690億円	<u>1,637億円</u>
	地域子ども・ 子育て支援事業	880億円	955億円	1,032億円	1,105億円	<u>1,035億円</u>
	その他	52億円	59億円	72億円	83億円	<u>87億円</u>
		4,161億円	4,196億円	4,445億円	4,070億円	<u>3,797億円</u>
	【 拠出金率	0.23%	0.23%	0.20%	0.23%	<u>0.21%</u> 】
	合計	5,154億円	6,196億円	7,139億円	7,113億円	<u>7,215億円</u>
【 拠出金率	0.29%	0.34%	0.36%	0.36%	<u>0.36%</u> 】	
			(別途0.04%相当は 積立金を活用)	(別途0.05%相当は 積立金を活用)	(別途0.04%相当は 積立金を活用)	

# 子どものための教育・保育給付交付金

令和3年度予算額 1兆3,932億円

令和4年度予算額(案) 1兆4,918億円

## 事業内容等

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、

- ・ 民間の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際に支給される「施設型給付費」と、
- ・ 児童福祉法に市町村の認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際に支給される「地域型保育給付費」

等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図る。

負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村：1/4  
事業主拠出金充当額控除後の負担割合

## 施設型給付費等

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付

私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。  
公立の認定こども園、幼稚園、保育所は、地方財政措置。

【実施主体：市町村（特別区含む）】

## 地域型保育給付費等

市町村による認可事業（地域型保育事業）である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付

【実施主体：市町村（特別区含む）】

## 令和4年度予算案の主な内容

「新子育て安心プラン」への対応  
「新子育て安心プラン」において、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することを踏まえ、運営費については、令和3年度から令和7年度までの各年度において所要の額を確保する。

### ○ 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（ ）を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

（ ）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。



# 子ども・子育て支援交付金について

## 事業概要等

令和3年度予算額 1,673億円

令和4年度予算案 1,748億円

### 【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

#### < 令和4年度における主な充実の内容 >

- ・ 利用者支援事業の基本型を実施する事業所が、一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援
- ・ 放課後児童クラブの放課後児童支援員等について、処遇改善を実施
- ・ 放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充  
障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配(計2名)、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配(計3名)できるよう補助単価を拡充  
医療的ケア児を受け入れる場合、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設
- ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定

【実施主体】:市町村(特別区含む) 【補助率】:1/3 (国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3)

注:利用者支援事業は2/3(国:2/3、都道府県:1/6、市町村1/6)  
延長保育事業(公立分)、妊婦健診については(市町村10/10)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う市町村においては、「重層的支援体制整備事業」として実施する。

## 対象事業等

利用者支援事業  
延長保育事業  
実費徴収に係る補足給付を行う事業  
多様な事業者の参入促進・能力活用事業  
放課後児童健全育成事業  
子育て短期支援事業  
乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業  
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
地域子育て支援拠点事業  
一時預かり事業  
病児保育事業  
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

、 は重層的支援体制整備事業の対象

# 延長保育事業

令和3年度予算 1,673億円の内数

令和4年度予算案 1,748億円の内数

## 1. 事業概要

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

### (1) 一般型

標準時間認定 1 1時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

### (2) 訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】>



<夜間保育所（11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合）>



## 2. 実施主体等

実施主体 市町村（特別区含む。）

補助率 国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和4年度補助基準額（案）>

括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

保育短時間認定（保育所 在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 18,800円

2時間延長 37,600円

3時間延長 56,400円

保育標準時間認定（保育所 1事業所当たり年額）

30分延長 300,000円

1時間延長 1,667,000円（1,895,000円）

2～3時間延長 2,640,000円（2,868,000円）

4～5時間延長 5,510,000円（5,624,000円）

6時間以上延長 6,485,000円

## 3. 事業実績

<実施か所数>

平成29年度 26,936か所（公立7,361か所、私立19,575か所）

平成30年度 28,476か所（公立7,375か所、私立21,101か所）

令和元年度 29,463か所（公立7,194か所、私立22,269か所）

<年間実利用児童数>

平成29年度 1,062,214人（公立276,477人、私立785,737人）

平成30年度 1,069,291人（公立264,816人、私立804,475人）

令和元年度 1,064,179人（公立255,279人、私立808,900人）

厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

公立施設については、平成17年度に一般財源化

# 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和3年度予算額 1,092億円

令和4年度予算案 1,065億円

子ども・子育て支援交付金 令和3年度 922億円

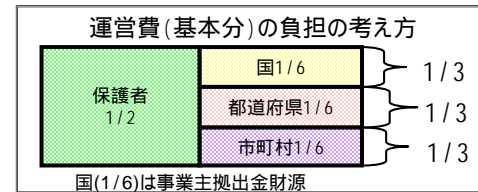
令和4年度予算案 981億円

子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度 170億円

令和4年度予算案 84億円

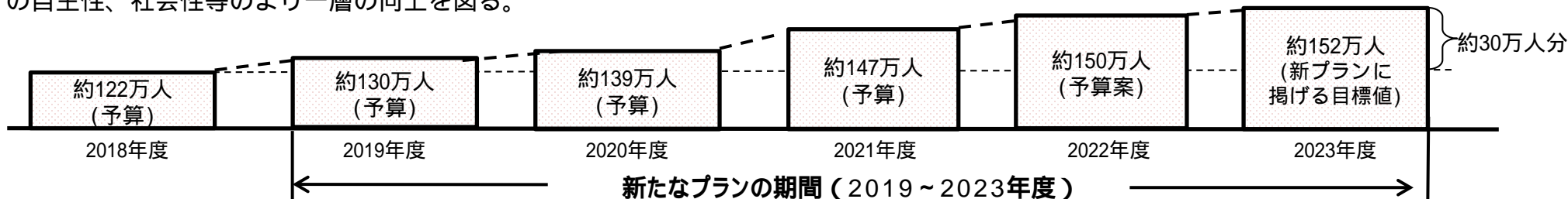
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

実施主体：市町村（特別区を含む） 市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



## 新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



## 1. 運営費等（主な内容）

### (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

### (2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

### (3) 放課後児童クラブ支援事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助  
待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助  
放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### (4) 障害児受入強化推進事業等

(3)のに加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### (5) 放課後児童支援員の処遇改善

18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助  
放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

### (6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

## 2. 施設整備費（主な内容）

### 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

< 国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続） >

公立の場合：（嵩上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

（嵩上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

民立の場合：（嵩上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3

（嵩上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 2

## 3. 研修関係（主な内容）

### （1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

### （2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

## 4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

### 子どもの居場所の確保

#### （1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

#### （2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

### 育成支援の内容の質の向上

#### （1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

#### （2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

## 5. 令和4年度予算案における運営費の主な拡充内容

### 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

### 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

### 【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

#### 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

#### 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

#### 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

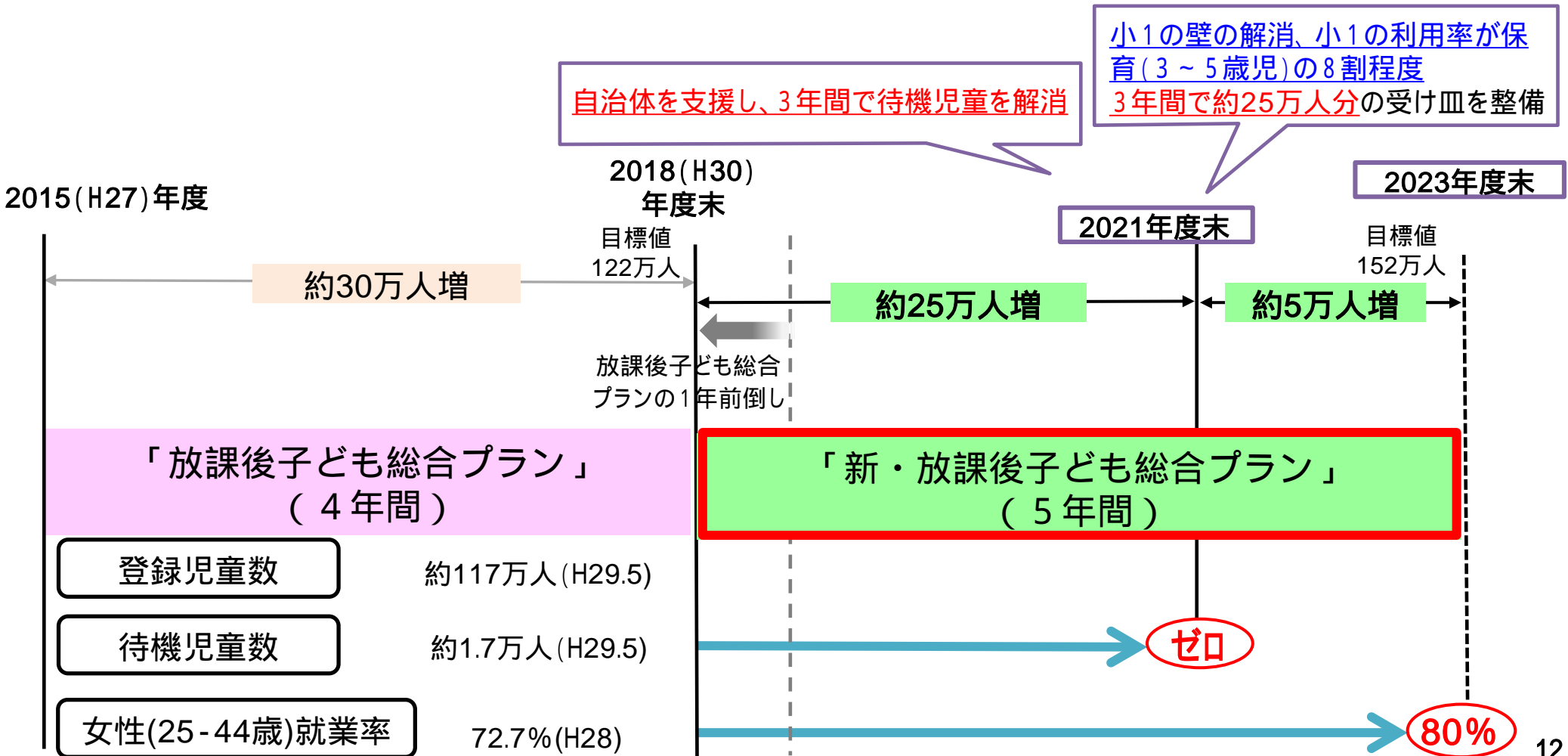
# 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人 152万人





# 病児保育事業

令和3年度予算 1,673億円の内数      令和4年度予算案 1,748億円の内数

## 1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

### < 事業類型 >

#### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

#### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

#### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

### < 実施主体等 >

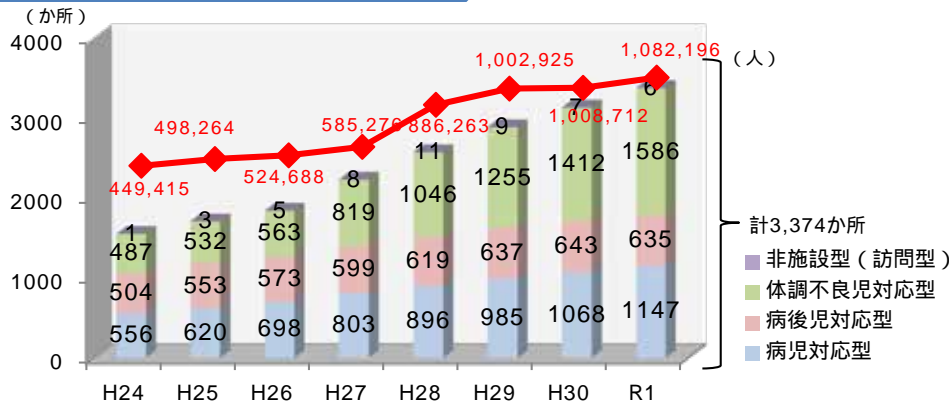
実施主体 市町村（特別区を含む。）  
補助率 国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

#### < 令和4年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額） >

基本分単価 7,031,000円  
加算分単価 1,000,000円～ 38,000,000円（ ）  
送迎対応看護師雇上費 5,400,000円  
送迎経費 3,634,000円

年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

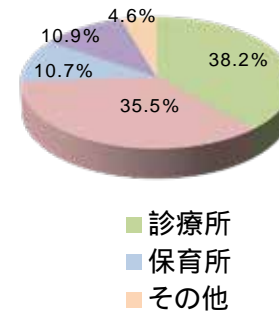
## 2. 実施か所数及び延べ利用児童数



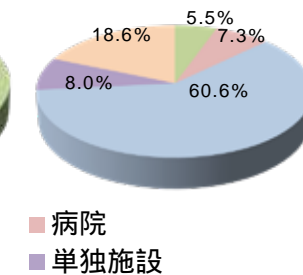
平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

## 3. 実施場所

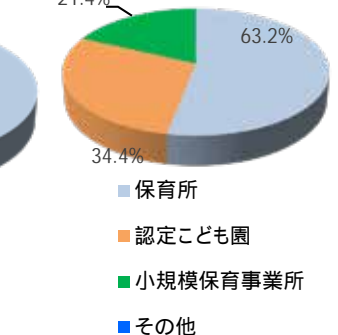
#### (1) 病児対応型



#### (2) 病後児対応型



#### (3) 体調不良児対応型



# 子ども・子育て支援整備交付金について

令和3年度予算額 191億円 令和4年度予算案 106億円

## 事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。

### (1)放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

### (2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

## 実施内容等

【実施主体】市町村(特別区含む) 【補助対象事業者】市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】市町村が整備を行う場合、市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合

### (1)放課後児童クラブ整備費

〔 国:1/3 都道府県、市町村:各1/3  
国:2/9 都道府県、市町村:各2/9 社会福祉法人等:1/3 〕

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

〔 国:2/3 都道府県、市町村:各1/6  
国:1/2 都道府県、市町村:各1/8 社会福祉法人等:1/4 〕

### (2)病児保育施設整備費

〔 国:1/3 都道府県、市町村:各1/3  
国:3/10 都道府県、市町村:各3/10 社会福祉法人等:1/10 〕

### 【令和4年度の主な改善事項】

新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕について、対象となる補助下限額を、300万円に引き下げ。  
(通常は500万円)

### 【令和3年度基準額(創設の場合)】

(1)放課後児童クラブ整備費 28,659千円(単独設置)、57,318千円(放課後子供教室と一体的に実施等)

(2)病児保育施設整備費 38,924千円

沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算  
特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

# 企業主導型保育事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

令和3年度予算額 1,929億円

令和4年度予算案 1,838億円

## 【事業概要】

企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。

平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところである。

令和2年度募集結果を受け、受け皿約10.5万人分を整備予定。

令和3年度は、定員11万人分との差となる約4千人分を新規募集。

## 【事業の特色・メリット】

働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）

施設整備費・運営費は認可施設並みの助成

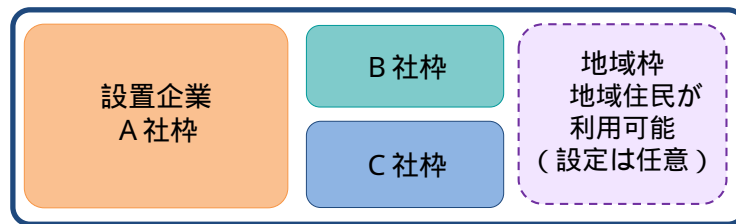
複数企業による共同設置や共同利用が可能

地域の子供の受け入れも可能

子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、

優秀な人材の採用・確保にも有効

< 施設定員の設定例 >



## 財源

本事業は、一般財源ではなく、**事業主拠出金**を財源とする。

厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

事業主負担のみ（労働者負担なし）。

## 実施主体、補助率

公募団体（（公財）児童育成協会）、10/10

令和2年度助成決定（令和3年3月31日時点）

4,223施設 101,028人分

令和2年度募集結果を受けた整備予定分を含めると4,448施設、105,643人

## 予算額の推移

年度	平成28年度 予算	平成29年度 予算	平成30年度 予算	令和元年度 予算	令和2年度 予算	令和3年度 予算
予算額	797億円	1,309億円	1,697億円	2,016億円	2,269億円	1,929億円



# 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和3年度予算額 7.8億円 令和4年度予算案 6.3億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

## <事業内容>

### ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円/枚）

### ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

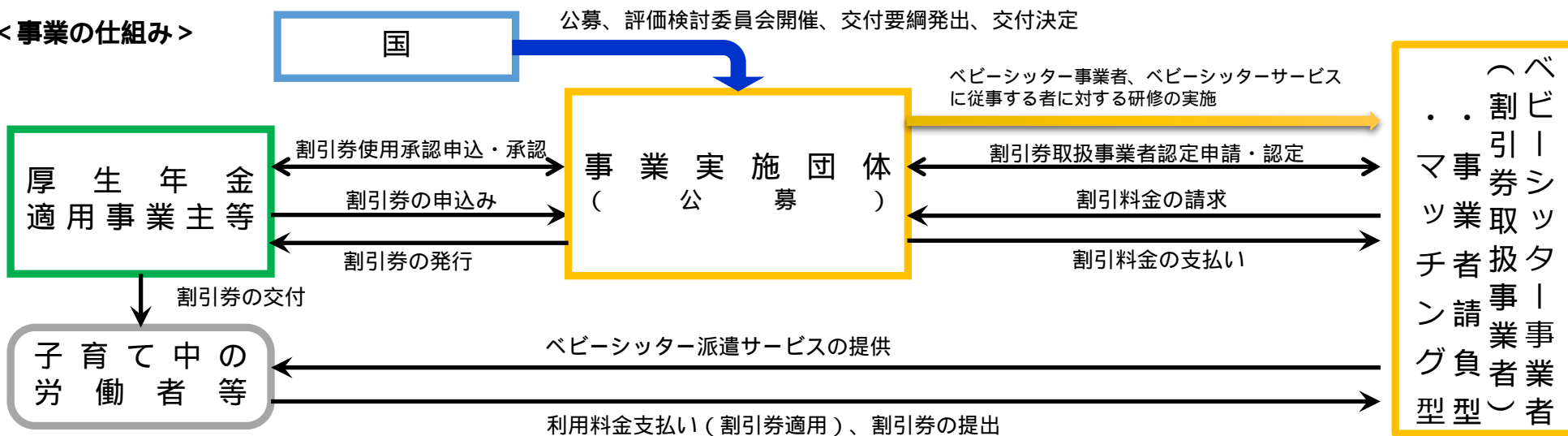
<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

## <補助単価>

ベビーシッター派遣事業	事業費	561,748千円	事務費	22,562千円
ベビーシッター研修事業	事業費	26,113千円	事務費	19,749千円

<補助率> 定額（10/10相当）

## <事業の仕組み>



# 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和3年度予算額 2億円 令和4年度予算案 2億円】

## 〔事業趣旨〕

女性就業率の増加傾向等に伴う保育サービスの需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて企業における子育て支援環境を整備する観点から、従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金を支給する。

## 〔事業概要〕

企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

\* 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

## 〔対象企業〕

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

・プラチナくるみん認定

・くるみん認定（1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成））

を取得している中小企業\*（従業員300人以下規模の企業）を想定

\* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。なお、くるみん認定制度については、今後認定基準等にかかる制度改正が予定されている。

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [R2.4.~R3.3.]	(参考)企業数
大企業	2,124 (359)	123	1万1157
中小企業	1,424 (66)	113	357.8万

企業数は、中小企業庁発表（平成30年11月30日付）による。

〔助成額〕 50万円（上限）/企業

〔実施主体〕 公募団体（一般財団法人 女性労働協会）

# 児童手当制度の概要

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 〔年収1,200万円以上の者については、令和4年10月支給分 から支給対象外〕	
手当月額	0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円)	受給資格者	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
	中学生 一律10,000円	実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施	
	所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)	
費用負担	財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金( )で構成 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。			
		被用者	非被用者	公務員
	0歳~3歳未満	特例給付(所得制限以上) 国 2/3 地方 1/3 児童手当 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
3歳~ 中学校修了前	特例給付(所得制限以上) 国 2/3 地方 1/3 児童手当 国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
財源内訳 (令和4年度 予算案)	[給付総額] 1兆9,988億円 (2兆511億円)  ( )内は令和3年度予算額	(内訳) 国負担分 : 1兆951億円(1兆1,259億円) 地方負担分 : 5,476億円(5,630億円) 事業主負担分 : 1,637億円(1,690億円) 公務員分 : 1,925億円(1,932億円)	うち特例給付 405億円 うち特例給付 202億円 うち特例給付 30億円	